

城陽カントリー倶楽部

ゴルフ場利用約款

第一章 約款の適用

(約款の適用)

第1条

当ゴルフ場の施設（コース・ハウス等）を利用される方は、会員・非会員を問わず、快適で安全なプレーをお楽しみいただくため、当ゴルフ場が定める規則・細則・内規・競技規則等によるほか、本約款（セルフプレー利用約款を含む）に従ってご利用いただきます。

(利用約款の成立)

第2条

当ゴルフ場を利用される方は、当日フロントにおいて所定の署名簿に署名して申し込みください。それにより当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引き受けいたします。

第二章 施設の利用

(利用資格)

第3条

当ゴルフ場は、次の資格を有する場合に限りご利用できます。

1. 会員であること。
2. 会員の同伴者又は会員の紹介を受けたビジターであること。

(会員のビジター紹介の制限)

第4条

1. 会員は暴力的不法行為を行う恐れのある者、並びに他に迷惑または不快感を与え快適なクラブライフを阻害する恐れのある者をビジターとして同伴し、又は紹介してはならない。
2. 前項に違反したときは会員のビジター紹介権（同伴を含む）を一定期間停止いたします。

(予約申込及び取消料等)

第5条

1. プレーの申込は、ビジター受入規則に従ってご予約いただきます。（会員のみの場合は不要）予約の受付が完了した後、速やかに組合せ名簿の提出をお願いいたします。
2. プレーの予約を取り消される場合は、ビジター受入規則に従って取り消していただきます。
3. ビジターの予約取消料については、プレー日の7日前を経過しますと所定の金額を申し受けます。なお、お支払いは会員の責任といたします。

(施設利用及び利用継続の拒絶)

第6条

当ゴルフ場は、次に該当する場合、該当者及びその同伴者の施設利用（既に利用を開始している場合を含む）をお断りいたします。

1. 満員・その他の理由でスタート時間に余裕がないとき。
2. 非会員で会員の同伴又は紹介がないとき、又はないことが判明したとき。
3. 火災その他已むを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
4. 利用者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に所属していると認められるとき。
5. 利用者が暴力団等反社会的勢力を同伴又は紹介により入場させたとき。
6. 利用者が属する法人において、その役員の中に暴力団等反社会的勢力に属する者がいたとき。
7. 利用者が公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をしたとき。
8. 利用者が偽名又は他人名義での申し込みをしたとき。
9. 利用者に入れ墨がある等により、当ゴルフ場を利用させることが好ましくないとき。
10. 利用者に粗野な振舞い等、他のプレーヤーに不快な思いをさせる行為や、ゴルフ場の業務遂行に支障をきたす行為があったとき。
11. 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
12. 当ゴルフ場にとって、望ましくない服装で来場されたとき。
13. 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけるとき。
14. ルール・マナー及び警告を無視して、スロープレーを改めないとき。
15. その他本約款に違背したとき及び当ゴルフ場規則・細則等に反したとき。

(休場日、開場時間)

第7条

当ゴルフ場の休場日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによりますが、事情により臨時的に変更することがあります。

(練習場の利用)

第8条

当日のプレーヤー以外のご利用はお断りいたします。

ただし、会員が練習場のみ利用の場合は、フロントにて所定の用紙にサインしてご利用ください。

(キャディー付とセルフプレーの選択)

第9条

当ゴルフ場は、原則すべてキャディー付プレーですが、西コースのみキャディー付とセルフプレーを選択していただくことができます。

なお、セルフプレーは会員同伴が原則で、エントリー時点でお申し出ください。

(金銭その他貴重品)

第10条

金銭その他貴重品については、必ず貴重品ボックス又はフロント備え付けの貴重品袋をご利用ください。

1. 貴重品ボックスをご利用の場合、暗証番号は見破られやすい組み合わせを避けて設定してください。また、利用時間中はお客様の所有と同等であり、収容物に関してはお客様の責任において管理していただきます。従って、ボックス内の保管品については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。
2. 貴重品ボックス・ロッカー・浴室・コース等での盗難や紛失等の事故があっても、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(携帯品、自動車等)

第11条

携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難・損傷等については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(更衣ロッカーの鍵)

第12条

更衣ロッカーの鍵は各自で保管してください。

鍵の紛失に起因する事故が発生した場合、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(宅配便の事故)

第13条

宅配便については、その物品の受領、保管、発送等において、当ゴルフ場はあくまで当事者を代行して行うもので、その間の事故発生の場合、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第三章 プレー時の遵守事項

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第14条

ゴルフは時により、大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守りキャディーのアドバイス、又はセルフプレーの如何にかかわらず、すべて自己の責任において、危険を防止しつつ安全なプレーを心がけてください。

【 ティーインググラウンドでの素振り 】

1. 素振りは、ティーマーク内の打席、または特に指定された場所以外では行わないでください。プレーヤーはみだりにティエグラウンドに立ち入らないでください。

【 飛距離の確認 】

2. 先行組に対しては、後続組のプレーヤーはキャディーのアドバイス、又はセルフプレーの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して、打球を先行組に打ち込まないようにしてください。

【 打者の前方へ出ないこと 】

3. 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対出ないでください。

【 隣接ホールへの打ち込み 】

4. ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、打球方向について適切に判断し、慎重にプレーしてください。万一打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし、了承を得た後、他のプレーヤーに十分気をつけてプレーしてください。

【 退避及び退避所 】

5. 先行組のプレーヤーが、後続組に対してプレーさせるときは、後続組が全員打ち終わるまで、退避所または安全な場所で退避してください。

【 ホールアウト後の退去 】

6. ホールアウト後、直ちにグリーンから退去し、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールに進んでください。

【 雷鳴、襲雷の場合 】

7. 雷鳴などにより雷の接近が予想され避難合図があった場合、直ちにプレーを中断し退避所又は安全と思われる場所に退避してください。
乗用カートに乗車した状態での待避は大変危険です。必ず待避場所に退避してください。
当ゴルフ場は落雷等天災にかかる被害については一切責任を負いません。

【 火気使用の禁止 】

8. 施設内の火気使用は、所定の場所以外禁止といたします。
マッチの燃えカス、タバコの吸殻等は、必ずよく消して灰皿に入れてください。

【 乗用カートの取り扱い 】

9. 乗用カートの取扱いは、備え付けの「電磁誘導式カートご利用時のお願い」に従って利用してください。
カートの運転、リモコン操作は原則キャディーが行います。
セルフプレーの場合は、「セルフプレー利用約款」、「乗用カート操作方法」に従い、プレーヤー各自の責任で慎重に運転、操作してください。
カート道はプレー進行の為、カート専用の通行としていますので、プレーヤーの方は通行しないでください。已むを得ずカート道を通行する場合は、カートの動向に十分注意してください。
なお、カート道を歩行して生じた事故の場合、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

【 クラブ等の確認 】

10. 利用者はプレー終了後にクラブ及び所持品を点検し、相違がないか慎重に確認して所定の用紙にサインしてください。確認後はクラブ及び所持品の不足、瑕疵等については当ゴルフ場は一切の責任を負いません。また、セルフプレーに於けるクラブ紛失につきましても、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第四章 施設内の禁止事項

(施設内への持ち込み禁止物品)

第15条

当ゴルフ場施設内へ、下記のものを持ち込むことを禁止いたします。

1. 動物等のペット類。
2. 著しく悪臭を放つもの。
3. 鉄砲、刀剣類。
4. 騒音を発するもの。
5. 火薬、揮発油等、発火・爆発の恐れがあるもの。
6. その他、危険性があると思われるもの。

(施設内での禁止行為)

第16条

当ゴルフ場施設内では、下記の行為を禁止いたします。

1. 賭博、その他風紀を乱す行為。
2. 物品の販売、宣伝広告等の行為。
3. 他人に迷惑を及ぼし、また不快感を与える行為。
4. ギャラリーを含む利用者以外の者のコース内への立ち入り。(特に許可した場合を除く)
なお、許可する場合であっても利用者以外が損害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。
5. 写真撮影、録音等の行為。(特に許可した場合を除く)

第五章 損害賠償等

(違背の場合)

第17条

利用者が本約款に違背して自己の障害等の被害を受けた場合、又は第三者に損害賠償等の事故を発生させた場合は、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第18条

利用者の故意又は過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を弁償していただきます。

(利用者以外の者の損害)

第19条

ギャラリーを含む利用者以外の者が損害等の被害を受けた場合、立ち入り許可の有無にかかわらず、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(非会員の債務の保証)

第20条

会員の同伴又は紹介した利用者(非会員)が当ゴルフ場に対して負担するゴルフ場利用の債務及びその利用者がゴルフ場に与えた損害金については、会員は利用者と連帯して保証していただきます。

第六章 個人情報

(個人情報の取扱及び利用目的)

第21条

1. 当ゴルフ場は、ご予約時およびプレー当日に取得した個人情報につきましては、当ゴルフ場の個人情報保護方針に則り、安全に管理いたします。
2. 当ゴルフ場では、ご予約およびご利用いただいたお客様に対し、お客様の個人情報に基づいて当ゴルフ場のイベント情報・営業案内等をお送りする場合があります。

第七章 その他

(お願い)

第22条

次の事項について、ご協力をお願いいたします。

1. スタート時間の30分前までにはご来場ください。
2. プレーはハーフラウンド2時間10分以内を目標をお願いいたします。
3. 服装については、当ゴルフ場の服装規定等に従って、他のプレーヤーに不快感を与えないようにしてください。(ホームページ・ドレスコード・エチケット集等をご参照ください)
4. 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにするなど、他のプレーヤーに迷惑のかからないようにしてください。(談話室に携帯電話コーナーを設置)
5. 喫煙は灰皿設置場所に限らせていただきます。なお、他のプレーヤーに迷惑のかからないようにしてください。(談話室に喫煙コーナーを設置)
6. キャディーへの心付けはお断りしております。

(紹介利用者に対する約款の周知)

第23条

会員は、紹介した利用者に対して、本約款の存在と内容をご了承いただくことに、ご協力をお願いいたします。

(信義則)

第24条

本約款の定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義・誠実の原則に従って解決されるものとします。

(改定)

第25条

本約款は、必要に応じて予告なく改定することがあります。